

県民税配当割

納める人

株式会社等から特定配当等の支払いを受ける個人で、県内に住所がある人

納める額

支払いを受けるべき配当等の額×5%

※別に所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。

- 株式会社等が特定配当等の支払いの際に特別徴収し、その翌月の10日までに申告し、納めることになっています。
※源泉徴収選択口座で受け入れる特定配当等については、翌年1月10日までに申告し、納めることになっています。

県民税株式等譲渡所得割

納める人

証券会社等に特定口座を開設し、上場株式等の譲渡益等の支払いを受けるべき個人で、県内に住所がある人

納める額

特定口座における上場株式等の譲渡益の額×5%

※別に所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。

- 証券会社等が上場株式等の譲渡益等の支払いの際に特別徴収し、1月から12月分をまとめて翌年の1月10日までに申告し、納めることになっています。

地方消費税

納める人

- 国内取引(「譲渡割」といいます。)……物品の販売や貸付け、サービスの提供を行う事業者
- 輸入取引(「貨物割」といいます。)……外国貨物を保税地域から引き取る者

納める額

消費税(国税)額の78分の22(商品やサービス等の価格の2.2%相当)

※食料品等には軽減税率が適用されます。

- 申告・納税は消費税と合わせて国に行い、国から県へ払い込まれます。
 - 譲渡割……当分の間、消費税と合わせて国(税務署)に申告し、納めることになっています。
 - 貨物割……消費税と合わせて国(税関)に申告し、納めることになっています。

自動車税環境性能割

納める人

自動車を取得した人(売主が自動車の所有権を留保しているときは、買主(使用者)が取得したものとみなされます。)



納める額

自動車の区分	税率
自家用自動車(軽自動車除く)	環境性能に応じて非課税又は取得価額の1~3%(※)
営業用自動車、軽自動車	環境性能に応じて非課税又は取得価額の0.5~2%(※)

※令和元年10月1日~令和3年12月31日の自家用乗用車の取得は、さらに1%の税率軽減があります。

- 鳥取運輸支局又は軽自動車検査協会鳥取事務所に登録又は新規検査の申請等をするときに申告書を提出し、納めることになっています。(自動車の取得価額が50万円以下の場合には課税されません。)